

岡山県公報

発行 岡山県



【選挙管理委員会】

○ 投票用紙の様式（小選挙区）

○ 点字投票における投票用紙の様式（小選挙区）

○ 投票用紙の様式（比例代表）

○ 点字投票における投票用紙の様式（比例代表）

○ 投票用紙の様式（国民審査）

○ 点字投票における投票用紙の様式（国民審査）

○ 選挙長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県選挙分会長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県審査分会長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県選挙立会人の選任

○ 岡山県審査立会人の選任

○ 岡山県選挙立会人の選任

目次

担当課（室）

日時及び場所（小選挙区）

選挙公報の岡山県における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（比例代表）

名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所

選挙立会人の選任

目次

担当課（室）

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第三号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長

大

林

裕

一

備考		こう ほ しや し めい 候補者氏名	○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	印

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十ミリメートルとする。
二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
三 紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第四号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

点字投票	
候補者氏名	
○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 一 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	
印	

備考

- 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 表面の右上から右下にかけて、点字により「しゅぎいん しょーせんきょく」と表示する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第五号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選舉に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

比例代表選出議員選挙投票院 第五回衆議院

印

○注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の
政治団体の
名称又は略称

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第六号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選舉に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

点字投票	
政党その他の 政治団体の 名称又は略称	○ 比例代表選出議員選挙投票院印
○ 注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。	

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「しゅーむじん ひれい だい ひよー」と表示する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第七号
令和八年一月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

備考

大きさは、縦八十ミリメートル、横百五十二ミリメートルとする。印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。裁判官の氏名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

第二十七回最高裁判所
裁判官国民審査投票所

点字投票

印

○注 意

- 一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、
その氏名を書くこと。
- 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、
何も書かないこと。

備考	
----	--

- 大きさは、縦八十ミリメートル、横百八十二ミリメートルとする。
- 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 表面の左上から右上にかけて、点字により「さいこさい
んさ」と表示する。

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

第岡四 山区 県	第岡三 山区 県	第岡二 山区 県	第岡一 山区 県	区分	
津山市	岡山市北区	岡山市南区	岡山市北区	住所	選挙長
山名千代	西康宏	大本裕志	大林裕一	氏名	選挙長職務代理者
倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	住所	
近藤利信	近藤利信	近藤利信	近藤利信	氏名	

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長及びその職務代理人を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山市北区	住 所	岡山県選挙分会長
大林 裕一	氏 名	
岡山市北区	住 所	岡山県選挙分会長職務代理人
小田 敬三	氏 名	

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十一号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山市南区	住 所	岡山県審査分会長
大本 裕志	氏 名	
岡山市北区	住 所	岡山県審査分会長職務代理者
小田 敬三	氏 名	

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

岡山県第一区	一日 時 令和八年二月十一日 午前九時三十分	二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室
岡山県第二区	一日 時 令和八年二月十一日 午前九時四十五分	二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室
岡山県第三区	一日 時 令和八年二月十一日 午前十時	二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室
岡山県第四区	一日 時 令和八年二月十一日 午前十時十五分	二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十三号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一日 時 令和八年二月十一日 午前十時三十分
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十四号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕

一

一日 時 令和八年二月十一日 午前十時四十五分
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階九〇四会議室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十五号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一日 時 令和八年一月二十七日 午後五時十五分
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十六号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一日 時 令和八年一月二十七日 午後五時三十分
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十七号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における選挙公報の岡山県における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一日 時 令和八年一月二十九日 午後五時三十分
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第十八号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕

一

一日時 令和八年一月二十七日 午後六時

二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎衆小選（一）告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）

選挙長 大林裕一

- 一 令和八年一月二十七日の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室
- 二 令和八年一月二十八日以降の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（二）告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）

選挙長 大本裕志

- 一 令和八年一月二十七日の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室
- 二 令和八年一月二十八日以降の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（三）告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）

選挙長 西康宏

- 一 令和八年一月二十七日の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室
- 二 令和八年一月二十八日以降の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（四）告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）

選挙長 山千代

- 一 令和八年一月二十七日の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室
- 二 令和八年一月二十八日以降の事務 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県九階

岡山県選挙管理委員会委員室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎衆比選告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長

大林裕

一

令和八年一月二十七日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階大会議室

令和八年一月二十八日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

二

令和八年一月二十八日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎岡審分告示第一号

令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

最高裁判所裁判官国民審査

岡山県審査分会長 大 本 裕

志

一 令和八年一月二十七日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階大会議室

二 令和八年一月二十八日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎衆小選（一）告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙会に関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）
選挙長 大林裕一

一日 時 令和八年二月五日 午後五時十五分
二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（二）告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙会に関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）
選挙長 大本裕志

一日 時 令和八年二月五日 午後五時十五分
二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（三）告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙会に関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）
選挙長 西康宏

一日 時 令和八年二月五日 午後五時十五分
二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（四）告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙会に関し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となつたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）
選挙長 山名千代

一日 時 令和八年二月五日 午後五時十五分
二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和8年1月27日 岡山県公報 号外

◎衆比選告示第二号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和八年一月二十七日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長 大林裕一

一日時 令和八年二月五日 午後五時三十分

二場所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー